

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課の 名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る契 約金額（税込）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 （備考）
鼻咽喉ビデオシステム	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	平成31年4月19日	四国医療器株式会社 高松市香川町川東下277-1	¥8,391,600	既存ビデオシステムの一部更新を含む機器更新であり、他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当	
読影端末	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	平成31年4月24日	富士フィルムメディカル株式会社 高松市中野町29-2	¥2,268,000	既存端末の増設であり、他システムとの接続等、他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	
超伝導磁気共鳴診断装置	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和元年5月17日	株式会社フィリップス・ジャパン 高松市上福岡町2047-7	¥120,960,000	既存システムのアップグレードであり、他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課の 名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る契 約金額（税込）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 （備考）
手術用照明灯	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和元年6月24日	有限会社ウエダ医科器械店 高松市東山崎町545-9	¥6,512,400	既存照明灯の破損に伴う現状復帰とするものであり、他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	
一般撮影F P Dシステム	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和元年7月16日	富士フィルムメディカル株式会社 高松市中野町29-2	¥38,340,000	既存のシステム制御装置のアップグレードを含む更新であり、他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	

別紙様式第10-2
令和元年度10月・11月

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課の 名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る契 約金額（税込）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項 （備考）
本館1階食堂空調機更新	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和元年10月8日	ダイダン株式会社四国支店 高松市本町6番17号	¥2,750,000	プレーカーの増設を伴う電気工事が 必要な点、既存室外機及び新規の 室外機の設置場所が現在進行中の 工事エリア内となっており、機器の 撤去及び新設時の作業が重機を使 用しての作業となり他者での対応 が不可能となるため、会計規則第 36条3項「契約の性質又は目的 が競争を許さないとき」に該当。	

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税込）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
インファントウォーマー	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和元年12月5日	四国医療器株式会社 高松市香川町川東下277-1	¥2,529,450	修理不能による急な機器更新であり、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「緊急の必要により競争に付することができないとき」））に該当	
ロビーチェア（本館北タワー各科待合）	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和元年12月20日	コクヨ山陽四国販売株式会社 高松市紺屋町14番10号	¥11,759,000	機種選定により限定された物品を整備するものであるため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	
ロビーチェア（本館総合待合）	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和元年12月20日	コクヨ山陽四国販売株式会社 高松市紺屋町14番10号	¥10,010,000	機種選定により限定された物品を整備するものであるため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	
読影端末	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和元年12月26日	富士フィルムメディカル株式会社 高松市中野町29-2	¥7,368,900	既存端末の増設であり、他システムとの接続等、他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	
放射線機器接続関連	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和2年1月7日	富士フィルムメディカル株式会社 高松市中野町29-2	¥19,800,000	既存システムとのモダリティ追加接続及び移転・増設対応であり他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	
歯科用診療ユニット	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和2年1月15日	株式会社玉井歯科商店 高松市栗林町3-4-1	¥6,639,600	現行他ユニットと仕様統一を図るため機種限定物品を整備するものであり、他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	
放射線機器接続関連	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和2年1月30日	キヤノンライフケアソリューションズ株式会社 広島市中区大手町3-7-5	¥1,980,000	既存システムとのモダリティ追加接続であり他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	
放射線機器接続関連	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和2年1月30日	株式会社ウイン・インターナショナル 高松市伏石町2158-4	¥5,949,900	既存システムとのモダリティ追加接続であり他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	

公表の対象となる随意契約を締結した場合の報告及び公表の様式

物品等又は役務の名称及び数量	随意契約担当部課の名称及び所在地	随意契約を締結した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額（税込）	随意契約によることとした理由	その他必要な事項（備考）
本館北タワー透析室移設配管工事	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和2年2月5日	ニプロ株式会社四国支店 高松市サンポート2番1号27階	¥10,120,000	既存装置のメーカーかつ新規購入装置の契約者でもあり他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	
ナースコール改修工事	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和2年2月10日	株式会社大林組四国支店 高松市中央町11番11号	¥16,280,000	ナースコールを流用すること、工事費抑制のため最短の工期を実現するうえで、（株）大林組のみが対応可能であり、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	
分娩台	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和2年2月20日	四国医療器株式会社 高松市錦町1丁目11-11	¥2,247,300	機種指定の機器で、同メーカーの他機器配送便に乗じる選択としたことから、他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	
本館北タワー中央材料室移設作業	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和2年2月21日	株式会社ムトウ四国 高松市香川町浅野332番地	¥8,998,000	既存装置の移設であり他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	
遺体冷蔵庫	高松赤十字病院 管財課 高松市番町4-1-3	令和2年3月23日	四国医療器株式会社 高松市錦町1丁目11-11	¥6,600,000	納入実績及び当院北タワー病理関連整備物品と同メーカーを選定したため、他の業者では対応できないため、会計規則第36条3項（会計規則施行細則第35条（（11）「契約の性質又は目的が競争を許さないとき」））に該当。	